

私の養鶏随想録

加藤 宏光

飼料安全法

フラゾリドンの発癌性が問題になったのは豆腐の防腐剤として広く使用されていた食品添加物 AF2 の毒性がマスコミによってセンセーショナルに報道されたことがきっかけであった。結果的に AF2 は使用が禁止されたが、そこに至るまでの経過にマスコミの報道とはこうしたものか?! という実態を肌で感じる事態が次々と発生した。

どこのTV局だったか定かではないが、ある落語家をコメンテーターとして日常生活にまつわる事故や事件の話題を取り上げる番組があった。今も同じ番組が社会に大きな影響を与え続けている。その番組が AF2 の毒性を問題として取り上げた。

《水槽で泳いでいる金魚に AF2 の溶液を注ぎ込むと金魚が苦悶し、その場で死んでしまう》と主張するその報道は見る人にも毒が生命を奪う実像のように受け止められた。考えてみよう。そんな急性の毒が食品添加物として認可されるはずがない。このような判断は、専門知識があれば当然であり、そうでない人々にとっては

《AF2 が金魚を殺した》

と映るシーンが真実のものとして意識に植え付けられる（このようにTVは真実の一部を強調することで見る側の意識をコントロールすることが少なくない）。

実は AF2 はそのままでは水に溶けない。AF2 そのものを水に加えてもそのままでは水に溶けないのだから、仮に毒性があったとしても金魚を即時に殺すような毒性を示すことはできない。AF2 は DMF あるいは DMSO といった有機溶媒で溶かした上でさらにエチルアル

コールで薄めてから水に加えると微量が水に馴染むのである。画面に黄色くインパクトがあるような濃度で加えるとすれば、エチルアルコールの添加量が金魚に苦悶を与えるほどのレベルに届いてしまう。

きりきり舞いする金魚を指して

『AF2 という物質は怖いですね～金魚が苦しんで死んでしまうのですから!!』

といったコメントを付け加えることで、視聴者は、AF2 は猛毒でそれを供給している会社は極悪会社であるかのようなイメージを植え付けられてしまう（この報道以外に週刊誌や新聞等でもさまざまなバッシングがあったことを見逃すことはできない）。

このような誤解は素人だけでなく、医者でも単純に同様のイメージを持つことを知らされた苦い思い出がある。筆者がこの会社に勤め始めて間もなく、妻が初めて妊娠した。そこで、近くの産婦人科医院を受診したところ、おざりな診断の後に

『あなたの主人は AF2 を作っているとんでもない会社に勤めているのか?!』

と吐き捨てるように言われた、という。待合室で待っていた筆者は妻の屈辱感を露わにした言葉に呆れ、腹に据えかねてその医師に苦情を言った。

彼はいかにも見下すような目つきで『そういう会社に勤めている方が悪い』と言わんばかりの応対をした。それ以上、言い争う気も失せて『二度と来るものか』と自分に言い聞かせて帰宅したことを思い出す。《タマゴはコレステロール含量が多いから食べるとコレステロール過多になる》と主張する医師が未だに少なくないことと類似している。

食品添加物の安全性

筆者は食品添加物が食品と同じレベルで安全な化合物である、と言おうとは思わない。しかし、食品に加えて日常生活で摂取するのであるから、急性毒性で生き物が即死するほどの毒性があれば認可されるはずがないことも事実である。

現在のように食品の製造から流通に至る過程が整備されていない 40 年も前の時代と今をそのまま比較するのは公平とは言えない。豆腐のように腐敗しやすい食品を常温に近い環境で 3～4 日保存し、生で食べればどのような食中毒が発生するかは自明である。消費期限、賞味期

限の意識も規定もない時代のことである。ブドウ球菌による激しい下痢と発熱で『死ぬかと思った』という友人の実話を例に挙げるまでもない。

夏場に冷奴という食材は時に食中毒と隣り合わせであり、《AF2 の開発でどれほどの事故を未然に防ぐことができたか》を同時に取り上げてディスカッションしなければ公平とは言えない。第二次大戦後の“東京裁判”並みに事態を取り上げる性は改めて自戒しなければならないだろう。

それが必要でなくなるための条件が整い、時代に抹殺されるちょうどその時に当たった犠牲者は、その主張すら“罪”のイメージで上げられる¹⁾。日本人における捕鯨文化と海外の過激な動物愛護運動にも同様のものを感じるのは筆者だけであろうか??

フラゾリドンの運命

それまで飼料に微量の抗菌作用のある物質（抗生物質や合成抗菌剤）を常時添加することで、生産性を向上できることはよく知られていた。この効果を目的とする適応で飼料添加物として認可されているすべての物質に対して、再評価という作業が行われた。農水省の基本方針によるものである。

フラゾリドンはその代表的な物質で、飼料添加物として大量に消費されていた。業界にとっても《ヒナ白痢やその他のサルモネラ症の発生を未然に防いでいるのはフラゾリドン》という意識が強く

『フラゾリドンが使えなくなったら、どうするの?』

という疑問は多かった。

飼料添加物の再評価と同時に動物用医薬品に対しても、有効な対象に対する実際の効果も再評価され《その使用に際しては獣医師の処方箋がなければならない》という本来の在り方を守るべしとの方針が法制化される運びとなったのである。

養鶏業界の中でも特にブロイラー業界の不安が強かったのか、日本食鳥協会の依頼で《フラゾリドンが使えない環境でのブロイラー飼育》というテーマでセミナー講師を引き受けることになった。場所は仙台、東京および名古屋の 3 カ所である。

『テーマは同じで啓蒙すべき内容も同じであっても、それぞれの場所で同じことを喋りた

くない』

フラゾリドンが細菌性感染症のすべてを抑える万能薬であるわけでもなく、飼育する側の衛生管理感覚とウイルス性呼吸器病に対する理解と対応（有効なワクチネーション）を充実すること、時を得た投薬（スポット）で生産性が確保できることを、それぞれの場所で表現を変えながら解説して回った。

口演した 3 カ所で生産者が異口同音に問い掛けるのは

『行政の言う《むやみに飼料添加で抗菌剤を使うべきでない。必要な薬剤は餌の構成物ではなく薬剤として、獣医師の指示に従って必要量を必要な時に与えるべきである》との方針は理解できる。《本来そうすべきである》と認識しても、それでは信頼できる臨床のわかった獣医師はどこにいるのだ?』

ということであった。

なるほど、見回しても鶏専門の臨床獣医師はほとんど見かけない。鶏病をコントロールするに当たって、正しい判断ができるエキスパートは極めて少数である。

当時、生産の現場で鶏病を診て指導的に意見を言うのはもっぱら動物用薬品メーカー、もしくはディーラーか飼料メーカーの技術サービス員が大多数であった。それらの人々はしっかりした根拠をわきまえた論理というより、耳学問を頼りに手探りで方針を薦めるのである。それは今も同様で、鶏を専門にしている臨床獣医師は全国的にも少数である。当時と同様に動物用薬品メーカー（今ではワクチンメーカーが多い）、飼料メーカーの技術サービス員が生産者の置かれた状況、環境を前提としてさまざまな形で方針を提案している。それぞれの方々は真摯に生産者の成績を改善すべく考えているが、時に基礎情報が不十分であるため、かえってリスクを増大させるケースが懸念される。

*1: AF2 は厳密な検証の結果、「発癌性がある可能性あり」との判定の下、認可が取り消された

(筆者: (株)ピーピーキューシー代表取締役社長 / 農学博士・獣医師)